

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 7 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出を変更する旨の届出がなされたので、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

平成 24 年 7 月 5 日

静岡市長 田辺 信宏

1 変更の対象となった届出

平成 23 年 9 月 8 日付けでなされた大規模小売店舗の新設に関する届出

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区商業施設  
静岡市葵区柚木（東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区）

3 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三菱地所株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号 代表取締役 杉山博孝

4 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置に関し、来退店経路の設定に当たっての配慮事項を次のように変更する。

（届出書添付書類 11 項）

（変更前）

本店舗により、恒常的に周辺交通に悪影響を生じさせる場合には、関係機関と協議のうえ、適宜対策を講じる。

（変更後）

店舗開業前から発生交通量の抑制、来退店車両の経路誘導等の交通渋滞発生に係る具体的な対策実施に向け、届出後速やかに、静岡市、道路管理者及び交通管理者との協議を行う。また、店舗開業後においても静岡市、道路管理者及び交通管理者との協議を行い、適宜、渋滞対策を講じる。

5 届出年月日

平成 24 年 7 月 2 日